

2022 年 5 月吉日

お取引先さま

株式会社不動産ビジネス研究所

投てき消火用具 5 社への消費者庁措置命令についてのご報告

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022 年 5 月 25 日に消費者庁より投てき消火用具のメーカー 5 社へ景品表示法上の措置命令が公表されました。弊社よりご提供しております製品「ファイテック」における指摘事項の内容、および今後の対応等についてご報告申し上げます。

【消費者庁の指摘事項概要 2 点について】

1 点目

パッケージ側面イラスト（青枠部分）が、火が天井に届く火災でも 1 本で消火できると優良誤認させる



**投げて火を消す
投てき用消火用具**

安全にお使いいただくために

- ◎取扱い説明書を必ずお読みください。
- ◎本製品は初期段階の火災のみ有効です。(炎が天井に付くまでの火災)
- ◎ご自身の安全を確保してからご使用ください。
- ◎天ぷら鍋から出火した場合は使用しないでください。
(火や油の飛散により延焼や火傷の恐れがあります)
- ◎消火ボトルを直接日光が当たる場所や車中など高温になる場所に設置したり
放置しないでください。
- ◎商品の性質上、消火ボトルは大変割れやすくなっております。取扱いにご注意ください。
- ◎配合成分は人体や動物に対して無害なものを使用していますが、
過って飲み込まないようにご注意ください。



**初期
消火用**
天井に炎が届くまでの
火災に有効。



**天ぷら油
消火危険**
天ぷら油が燃えて
いる鍋に投げ入れ
ないでください。

2 点目

販促物に使われている消火実験の写真（青枠部分）が、一般的な住宅火災でも 1 本で消火できると優良誤認させる。



【是正対応について】

この指摘に基づき、株式会社ファイテックは消費者庁指導に沿って、パッケージ表記の一部を変更することを決定しました。

遅くとも 2～3 か月以内にパッケージ表記の一部変更を完了させ、完了後出荷するものより随時切り替えを行います。

【販売について】

消費者庁はファイテック社製品の消火能力等は否定しておらず、販売を差し止めるものではないと明言しております。

あくまでメーカーに表記の一部是正を求めたもので、不動産会社さまが手持ちの在庫を販売されても、消費者庁の指導等が及ぶことはございません。

現行製品でのお客様への販売継続についても問題ございません。

【付随情報】

今回投てき消火用具メーカー5社に出されている措置命令内容は、各社で内容が異なり、ファイテック社に課された指摘箇所は最も少ないものとなっております。

5社の指摘内容一覧と、ファイテック社自身が取引先へ提示しました説明文書を併せて提示致します。

ご不明な点等ございましたら、弊社までお問い合わせください。

今後ともご愛顧賜ります様、宜しくお願い申し上げます

【5 社の指摘内容】

消費者庁の指摘事項	問題とされた表示場所				
	(株) ファイテック ファイテック・火にボン	(株) ボネックス SATT 1 1 9・火消ッシュ	(株) エビス総研 小さな消防士	メディブラン社 消える魔球	(株) 栄徳 First Shot
消火剤から発生するガスの消火効果も作用するという表記（効果不明）		商品パッケージ 自社サイト 動画広告	自社サイト 動画広告		Amazonサイト
消火効果を消防庁が認定しているという表記（認定の事実がない）			自社サイト 動画広告		
一般的な住宅の4畳半から6畳程度の範囲に火が広がるまでの火災に、1本で消火できる様に感じさせる			自社サイト 動画広告		
一般的な住宅の居室内で発生する大人の身長程度までの火災を1本で消火できるように感じさせる		動画広告		商品パッケージ 自社サイト 動画広告	
一般的な住宅の居室内で発生する8㎡の範囲に炎が広がるまでの火災を1本で消火できると感じさせる	販売用広告				Amazonサイト
一般的な住宅の居室内で発生する天井に火の高さが届くまでの火災を1本で消火できると感じさせる	商品パッケージ	商品パッケージ 自社サイト 動画広告			Amazonサイト

【株式会社ファイテックからの報告書】

御取引先 各位

2022 年 5 月 26 日

愛知県丹羽郡大口町秋田 3-101

株式会社ファイテック

代表取締役 林 富徳

消費者庁からの措置命令の内容についての説明

平素は格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、2022 年 5 月 25 日、消費者庁から通達された措置命令におきまして下記に詳細な内容をご説明致します。この度の消費者庁からの措置命令や報道に際して、大変なご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後、さらに厳しい科学的根拠に基づいた景品表示を徹底して参ります。

下記に今回の措置命令についての説明を申し上げます。

記

① 措置命令の内容

今回弊社が消費者庁から受けた措置命令の内容は以下の図と写真です。

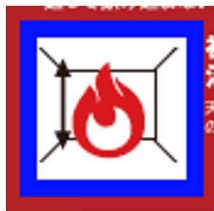


図 1



図 2



図 3

図 1 の製品パッケージ裏面の青枠部分の表示が「天井に届くまでの全ての火災を一個の商品で消せる」と消費者に思わせている表示については是正を求められるものであり、**製品の消火性能や科学的根拠について根拠がないと言われたものではございません**。図 2、図 3 の販促チラシにつきましても実際の消火実験の画像ですが、「天井に届くまでの全ての火災を一個の商品で消せる」と消費者に思わせる内容と判断され、是正を求められたものです。

② 販売について

製品の消火能力を否定されているものではございませんので、安心してご使用頂けます。また、販売活動についても**現在の表示の状態の販売する事について問題ない**と消費者庁から明確に回答を頂いております。

③ 今後の対応について

消費者庁からご指導を受けた表示部分のパッケージ・販促チラシの変更につきましてはすみやかに修正し、修正内容を消費者庁に確認頂き、2～3 か月後にはパッケージ訂正後の商品を出荷させて頂く予定です。交換、返品につきましては、製品の性能、消火能力に問題はございませんので行わない所存でございます。

④ 誤報道について

あたかも**弊社製品の能力が無いような報道**につきましては、他社製品と一緒にまとめて報道された**誤報道**でございます。この件につきましては、報道機関への訂正、削除を要求しております。

以上

【お問合せ先】株式会社不動産ビジネス研究所

住 所：東京都港区浜松町 1-23-2 山下ビル 8F

電 話：03-6402-5366

メー ル：info@rb-research.jp